

特定非営利活動法人 外国人看護師・介護福祉士教育支援組織
会 員 及 び 会 費 規 程

平成26年1月21日 臨時総会承認

(目 的)

第1条 この規程は特定非営利活動法人外国人看護師・介護福祉士教育支援組織（以下、「法人」という）定款（以下、「定款」という）第6条から第11条及び附則第6条に依拠して、会員資格の取得及び喪失について定めることを目的とする。

(入会手続き)

第2条 法人の会員たらしとする者は、所定の入会申込書を、入会年次の属する年度の会費の納入を証する帳票を添えて、代表理事宛に提出しなければならない。

2 会費納入を証する帳票に、入会希望者の住所・氏名の記載がある場合は、入会申込書を省略できる。

(会員資格の取得)

第3条 会員は、代表理事が入会申込書を受理し会費の納入を確認した時点でその資格を取得する。

(会 費)

第4条 会費の額は以下のとおりとする。

1. 正会員は年額 2,000 円
2. 賛助会員は年額 1 口 (1,000 円) 以上
3. 学生会員は年額 無料

(会費の納入)

第5条 前年度からの継続会員は、法人より会費納入の通知を受けた後は速やかにこれを納入しなければならない。

2 代表理事は会費の納入を確認したる後、速やかに会費受領証を発行し、会員台帳に納入済みである旨を記載しなければならない。ただし、会費の納入が法人の預金口座への振込みによる場合は、取扱い金融機関の振込領収書をもって代表理事名の受領証と読み替えるものとする。

3 年度末までに会費の納入なき場合、会員はその資格を喪失する。

(会員資格の喪失)

第6条 前条第3項の他に、会員の資格は以下の場合に喪失する。

1. 正会員または賛助会員が退会を申し出、代表理事がこれを認めた場合
2. 会員に著しい不行跡があり、理事会が除名を決定し、総会が理事会の決定を認めた場合。ただし、当該会員には総会において弁明の機会が与えられる。
3. 学生会員が在籍する大学、大学院または専門学校を卒業または退学した場合

附則

第1条 この規程に疑義が生じた場合は理事会において協議し疑義を解消する。

第2条 この規程は総会の承認を得た日から適用する。

第3条 この規定を変更する場合は理事会の議決を必要とする。

特定非営利活動法人 外国人看護師・介護福祉士教育支援組織
役 職 員 旅 費 規 程

平成26年1月21日 臨時総会承認

(目 的)

第1条 この規程は特定非営利活動法人外国人看護師・介護福祉士教育支援組織（以下、「法人」という）定款（以下、「定款」という）第18条の2及び第18条の3に依拠して、役職員の旅費について定めることを目的とする。

(定 義)

第2条 旅費とは、常勤の役職員が法人本部所在地から用務地までの往復の移動に要する運賃並びに普通車座席指定券等の料金をいう。

2 非常勤の役職員にあっては、自宅または所属団体の本部所在地から用務地までの移動に要する前項の諸費用をいう。

3 講演会等の講師を勤める役職員以外の専門家（以下「外部講師」という）には、前項の規定を準用する。

(航空機の利用)

第3条 本州以外の地域への移動、本州内で理事会が指定した地域への移動には航空機の利用を認める。

(宿泊費及び日当)

第4条 宿泊費は1泊1万円を限度に実費を支給し、日当は支給しない。

2 日本語講師派遣事業等の契約書に日当支給が記載されている場合には、その額を支給する。

(支給方法)

第3条 旅費は役職員等が立替払いし、用務終了後に領収証等を添えて法人事務局に実費を申請するものとする。

2 旅費が高額になることが明らかな場合は、法人事務局は概算額を支給し、用務終了後に実費精算を行なう方法を取ることができる。

3 外部講師には法人事務局があらかじめ積算した額を支給することができる。

附則

第1条 この規程は総会の承認を得た日から適用する。

第2条 この規定を変更する場合は理事会の議決を必要とする。

特定非営利活動法人 外国人看護師・介護福祉士教育支援組織
役員報酬規程

平成 26 年 1 月 21 日 臨時総会承認

(目的)

第 1 条 この規程は特定非営利活動法人外国人看護師・介護福祉士教育支援組織（以下、「法人」という）定款（以下、「定款」という）第 18 条に依拠して、役員報酬を定めることを目的とする。

(役員報酬)

第 2 条 特別の事情ある役員に対しては、役員報酬を支給することができる。

2 前項の適用には理事会の同意を要し、総会に報告しなければならない。

附則

第 1 条 この規程は総会の承認を得た日から適用する。

第 2 条 規定を変更する場合は理事会の議決を必要とする。

職員給与規程

平成 26 年 1 月 20 日 臨時総会承認

(目的)

第 1 条 この規程は特定非営利活動法人外国人看護師・介護福祉士教育支援組織（以下、「法人」という）定款（以下、「定款」という）第 5 4 条及び第 5 5 条に依拠して、職員の給与について定めることを目的とする。

(職員)

第 2 条 法人には常勤または非常勤の職員若干名を置くことができる。

2 常勤職員とは雇用期間の定めがなく、なおかつ 1 日の勤務時間が 8 時間、就労日が週 5 日の者をいい、前記条件の一でも欠けたる者を非常勤職員という。

(常勤職員の給与)

第 3 条 常勤職員の給与の額は、代表理事が当該職員の資格及び職務経験年数を勘案して、国家公務員俸給表その他を参考に決定する。

2 賞与は支給しない。

(非常勤職員の給与)

第 4 条 非常勤職員の給与は当該職員の勤務形態により日給または時給とし、その額は、代表理事が当該職員の資格及び職務経験年数を勘案して決定する。ただし、同資格かつ職務経験同年数の常勤職員の日給または時給換算額を上回ってはならない。

附則

第 1 条 この規程に疑義が生じた場合、代表理事は職員を代表する者と協議し疑義を解消する。

第 2 条 この規程は総会の承認を得た日から適用する。

第 3 条 この規定を変更する場合は理事会の議決を必要とする。

特定非営利活動法人 外国人看護師・介護福祉士教育支援組織
講師等の謝金に関する規程

平成26年1月21日 臨時総会承認

(総則)

第1条 特定非営利活動法人外国人看護師・介護福祉士教育支援組織（以下、「法人」という）が依頼した講師の謝金を第2条以下に定める。

2 事業の種類により、講師を下記のように区分する。

1. 法人と日本語講師派遣契約を締結した団体での日本語教育に従事する者を派遣講師という
2. 法人が主催する日本語教室での教育に従事する者を一般講師という
3. 法人が主催する講演会等で講演する者を外部講師という

(派遣講師の謝金)

第2条 派遣講師には、謝金、日当、旅費、交通費および宿泊を要する場合は宿泊費を支給することができる。

2 謝金の決定は代表理事の決裁による。

(一般講師の謝金)

第3条 一般講師には、謝金、旅費、交通費、宿泊を要する場合は宿泊費を支給することができる。

2 謝金の決定は代表理事の決裁による。

(外部講師の謝金)

第4条

外部講師には謝金、旅費、交通費、宿泊を要する場合は宿泊費を支給することができる。

2 謝金の決定は代表理事の決裁による。

附則

第1条 この規程は理事会の承認を得た日から適用する。

第2条 この規定を変更する場合は理事会の議決を必要とする。